

## 島田市立図書館における図書館資料の弁償に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、島田市立図書館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第21号）第12条及び第21条の規定に基づき、島田市立図書館が所蔵する図書館資料の弁償の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (弁償の方法)

第2条 図書館資料を損傷し、又は滅失した者（島田市立図書館条例（平成17年島田市条例第153号。以下「条例」という。）第6条に規定する図書館資料を損傷し、又は滅失した者をいう。以下「弁償者」という。）は、速やかに島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による連絡を受けたときは、弁償の要否を決定し、弁償者に通知するものとする。

3 図書館資料は、原則として現品により弁償するものとする。ただし、絶版等の理由により現品による弁償ができない場合は、教育委員会が指定する資料により弁償するものとする。

### (弁償の免除)

第3条 条例第6条の教育委員会が特にやむを得ないと認めるときは、館外貸出しを受けることができる期間内に次の各号のいずれかの理由により図書館資料を損傷し、又は滅失したときとする。

(1) 自然災害によるとき。

(2) 火災によるとき。

(3) 交通事故によるとき。

(4) 盗難等の事件によるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 弁償の免除を受けようとする弁償者は、図書館資料弁償免除申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、弁償の可否について図書館資料弁償免除承認（不承認）通知書（様式第2号）により弁償者に通知しなければならない。

### (貸出しの制限)

第4条 教育委員会は、第2条の規定による弁償を求めたにもかかわらず弁償者が応じない場合は、条例第5条第3号の規定により、弁償者に対する貸出しを制限することができる。

### (弁償後の図書館資料)

第5条 滅失により弁償した現品及び教育委員会が指定する資料の現品は、その後図書館資料が発見された場合であっても返還しないものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めた場合はこの限りではない。

2 損傷した図書館資料は、弁償後に弁償者に無償で譲渡する。

### (その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。



